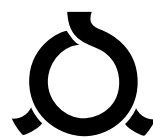


毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

条 例

○福島県長期継続契約を締結することのできる契約を定める条例の一部を改正する条例	一	○福島県景観条例の一部を改正する条例	七
○福島県出先機関設置条例の一部を改正する条例	二	○福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例	七
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	二	○福島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例	三
○知事等の給与の特例に関する条例	二	○福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例	三
○福島県個人情報保護条例の一部を改正する条例	三	○福島県母子保健法に係る事務処理の特例に関する条例	三
○福島県情報公開条例の一部を改正する条例	三	○福島県要保護児童の身元保証に係る損失補てんに関する条例を廃止する条例	三
○福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例	三	○障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例	三
○福島県原子力発電所立地地域振興基金条例の一部を改正する条例	四	○福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例	三
○福島県統計調査条例の一部を改正する条例	四	○福島県特定診療科医師研究資金貸与条例	三
○福島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	六	○福島県地域医療医師確保研修等資金貸与条例	四
○福島県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例	七	○福島県理容師法施行条例の一部を	六
		改正する条例	七
		○福島県美容師法施行条例の一部を改正する条例	七
		○福島県薬事法施行条例の一部を改正する条例	七
		○福島県立テクノアカデミー及び職業能力開発校条例の一部を改正する条例	六
		○福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例	六
		○福島県営農業用基幹水利施設機能保全対策事業分担金徴収条例	二
		○福島県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例	二
		○福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例	三
		○福島県分収林特別措置法に係る事務処理の特例に関する条例	三
		○福島県森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例	三
		○福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例	三
		○福島空港条例の一部を改正する条例	三
		○福島県都市公園条例の一部を改正する条例	三
		○福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例	三
		○福島県営住宅等条例の一部を改正する条例	三
		○福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	三
		○福島県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例	二
		○福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例	二
		○福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例	二
		○福島県自然の家条例の一部を改正する条例	二
		○福島県教育職員免許法関係手数料条例の一部を改正する条例	二
		○福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例	二
		○福島県自動車運転代行業認定申請等手数料条例の一部を改正する条例	二
		○福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例	二

条 例

福島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例、福島県出先機関設置条例の一部を改正する条例、職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例、知事等の給与の特例に関する条例、福島県個人情報保護条例の一部を改正する条例、福島県情報公開条例の一部を改正する条例、福島県統計調査条例の一部を改正する条例、福島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例、福島県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県景観条例の一部を改正する条例、福島県鳥獣

規定にかかわらず、同項の規定に基づき知事が定める額から当該額に百分の十を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定に基づき知事が定める額とする。

（教育長の給料月額の特例）

第三条 教育長の給料月額は、特例期間において、福島県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（昭和二十四年福島県条例第六十号）第一条の規定にかかわらず、同条の規定に基づき教育委員会が知事と協議して定める額から当該額に百分の十を乗じて得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条の規定に基づき教育委員会が知事と協議して定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
2 知事等の給与の特例に関する条例（平成十九年福島県条例第十号）は、廃止する。（人 事 課）

福島県条例第十二号

福島県個人情報保護条例の一部を改正する条例

福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の二第一項中「福島県統計調査条例（昭和二十六年福島県条例第九十二号）第二条に規定する調査によって集められた個人情報」を「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二十四条第一項の規定により知事その他の執行機関が総務大臣に届け出た統計調査によって集められた個人情報（同法第二条第十一項に規定する調査票情報に含まれるものに限る。）」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（文書法務課）

福島県条例第十三号

福島県情報公開条例の一部を改正する条例

福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号）の一部を次のように改正する。
第五条の見出しを「（開示請求権）」に改め、同条中「次に掲げるものは」を「何人も、この条例の定めるところにより」に改め、同条各号を削る。

第六条第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第三十二条を削り、第三十三条を第三十二条とし、第三十四条から第三十六条までを一条ずつ繰り上げ、第三十六条の二を第三十六条とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例の施行の際現に改正前の福島県情報公開条例（以下「改正前の条例」という。）第三十二条第一項の規定によりなされている公文書の開示の申出については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の条例第三十二条第一項の規定による公文書の開示の申出がされ、施行日以後に到達したものについては、改正後の福島県情報公開条例第五条の規定によりなされた開示請求とみなす。（文書法務課）

福島県条例第十四号

福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

福島県行政財産使用料条例（昭和三十九年福島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次のただし書を加える。
ただし、外来駐車場（県の機関を所用のため訪れる者（以下「来庁者」という。）のために県が設置する駐車場であつて、規則で定めるものをいう。以下同じ。）に来庁者以外の者が自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第五十号）第三条の普通自動車、大型自動車二輪車、普通自動車二輪車及び小型特殊自動車をいう。）を駐車する場合における使用料の額は、別表第三のとおりとする。

第二条第二項中「前項」を「前項本文」に、「同項」を「同項本文」に改める。
第三条中「若しくは」を「又は」に、「供し、又は」を「供する場合」に改め、「供する場合」の下に「その他特別の事情がある場合」を加える。
第四条中「使用料は」の下に「別に定める場合を除き」を加える。

別表第三（第2条関係）

- 1 入庫から48時間以内

Table with 2 columns: 区分 (区分) and 使用料 (1台につき) (使用料 (1台につき)). Rows include 平日 (平日) and 休日等 (休日等) with sub-rows for different parking durations (3時間以内, 3時間を超え24時間以内, 24時間を超え25時間以内, 25時間を超え48時間以内).

2 入庫から48時間超

区分	単 位	使用料 (1台につき)
平日 休日等		48時間を超える時間30分につき100円

- 備考 1 「平日」とは、休日等以外の日又は時間帯をいう。
 2 「休日等」とは、次に掲げる日又は時間帯をいう。
 (1) 休日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいう。以下同じ。)
 (2) 休日の前日の午後6時から午後12時までの間(その日が休日である場合を除く。)
 (3) 休日の翌日の午前0時から午前8時までの間(その日が休日である場合を除く。)
 3 外来駐車場を使用する時間に30分に満たない端数があるときは、これを30分に切り上げる。
 4 使用料は、入庫している期間中の連続する平日又は休日等ごとにその額を算定するものとし、入庫している期間中連続する平日又は休日等が複数ある場合は、それぞれ平日又は休日等ごとに算定した額を合算した額を使用料の額とする。
 5 平日から休日等にわたり引き続き外来駐車場を使用する場合であつて、当該平日の時間帯が終了した時刻において駐車時間に30分に満たない端数が生じたときは、1及び2の規定にかかわらず、当該駐車に係る当該休日等の時間帯を開始した時刻から超過時間(30分から当該30分に満たない端数を減じた時間をいう。以下同じ。)が経過するまでの間は、平日の時間帯として使用料を算定するものとする。
 6 休日等から平日にわたり引き続き駐車場を使用する場合であつて、当該休日等の時間帯が終了した時刻において駐車時間に30分に満たない端数が生じたときは、1及び2の規定にかかわらず、当該駐車に係る当該平日の時間帯を開始する時刻から超過時間が経過するまでの間は、休日等の時間帯として使用料を算定するものとする。

附 則

この条例は、平成二十一年七月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

(財産管理課)

福島県条例第十五号

福島県市町村振興基金条例の一部を改正する条例

福島県市町村振興基金条例(昭和三十一年福島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

- 第一条中「若しくは石綿」を「石綿」に、「建設事業の財源として起こした地方債の借換え」を「市町村財政の健全化に資する事業」に改める。
 第二条中「七十二億七千九百三十七万九千九百九十六円」を「六十九億二千二百八十六万九千二百三十九円」に改める。
 第三条第四項中「地方債の借換え」を「市町村財政の健全化に資する事業」に改める。
 附則第九項を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 2 平成二十一年三月三十一日までの間は、改正後の福島県市町村振興基金条例第二条中「六十九億二千二百八十六万九千二百三十九円」とあるのは、「七十二億九百四十四万四千七百円」とする。
 (市町村財政課)

福島県条例第十六号

福島県原子力発電所立地地域振興基金条例の一部を改正する条例

福島県原子力発電所立地地域振興基金条例(昭和六十三年福島県条例第十二号)の一部を次のように改正する。
 第二条中「六十一億七百七十五万六百元」を「六十二億百七十九万六百元」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 2 平成二十一年三月三十一日までの間は、改正後の福島県原子力発電所立地地域振興基金条例第二条中「六十二億百七十九万六百元」とあるのは、「六十一億千四百八十九万六百元」とする。
 (市町村財政課)

福島県条例第十七号

福島県統計調査条例の一部を改正する条例

第一条 福島県統計調査条例(昭和二十六年福島県条例第九十三号)の一部を次のように改正する。
 第一条から第三条までを次のように改める。

(目的)

第一条 この条例は、県基幹統計調査の実施及び結果の利用に必要事項を定めることにより、的確公正な県政の運営を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「県基幹統計調査」とは、知事が統計の作成を目的として

個人又は法人その他の団体に對し事実の報告を求めるとにより行う調査（次に掲げるものを除く。）のうち特に重要なものであつて、福島県現住人口調査その他規則で定めるものをいう。

一 県の組織の内部において行う調査

二 統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第六項に規定する基幹統計調査及び同条第七項に規定する一般統計調査のうち、国の行政機関（統計法第二条第一項に規定する行政機関をいう。）から委託を受けて行う調査

三 統計法及び統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）以外の法律又は政令において、市町村に對し、報告を求めることが規定されている調査

2 この条例において「調査票情報」とは、県基幹統計調査によつて集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

（報告義務）

第三条 知事は、県基幹統計調査を行う場合には、当該県基幹統計調査の目的となつてゐる統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に對し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に關し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わつて報告する義務を負う。

第四条を削る。

第五条の前の見出しを「（調査区並びに統計調査員及び統計調査指導員）」に改め、同条第一項中「調査の」を「県基幹統計調査の実施の」に、「調査員」を「統計調査員」に改め、同条第二項中「調査員」を「統計調査員」に、「調査に」を「県基幹統計調査に」に改め、同条を第四条とする。

第六条第一項中「調査」を「県基幹統計調査の実施」に、「指導員」を「統計調査指導員」に改め、同条第二項中「指導員」を「統計調査指導員」に、「調査員の調査事務」を「統計調査員の県基幹統計調査に關する事務」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（立入検査等）

第六条 知事は、県基幹統計調査の正確な報告を求めると認めるときは、当該県基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に關し資料の提出を求め、又は当該職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはなら

ない。

第七条を次のように改める。

（県基幹統計調査と誤認させる調査の禁止）

第七条 何人も、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに對する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

第八条を削る。

第九条の見出しを「（統計の公表）」に改め、同条中「調査の結果」を「県基幹統計調査により作成した統計」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（調査票情報の目的外利用）

第九条 知事は、公益上特に必要があると認める場合は、県基幹統計調査に係る調査票情報を、被調査者の識別（他の情報との照合による識別を含む。）をすることができない方法により、当該県基幹統計調査の目的以外の目的のために自ら利用し、又は規則で定める者に対し提供することができる。

第十二条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「外、調査」を「ほか、県基幹統計調査」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条第一項を削り、同条第二項各号を次のように改め、同項を同条とし、同条を第十三条とする。

一 第三条に規定する県基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

二 第三条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

三 第六条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して虚偽の答弁をした者

四 県基幹統計調査の目的となつてゐる統計の作成に従事する者で当該統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第十條中「第二条の調査（福島県現住人口調査に限る。）」を「福島県現住人口調査」に改め、同条を第十二条とし、同条の前に次の二条を加える。

（調査票情報の提供を受けた者による適正な管理）

第十条 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに關する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

（調査票情報の提供を受けた者の目的外利用の禁止等）

第十一条 第九条の規定により調査票情報の提供を受けた者又はこの者から当該調査票情報の取扱いに關する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の

目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。
別記様式を削る。

第二条 福島県統計調査条例の一部を次のように改正する。

第十四条を第十六条とする。

第十三条の見出しを削り、同条中「三万円」を「二十万円」に改め、「又は料料」を削り、同条第三号中「対して」の下に「答弁をせず、若しくは」を加え、同条第四号を次のように改め、同条を第十五条とする。

四 第九条の規定により調査票情報の提供を受けた者又はこの者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者
第十二条の次に次の二条を加える。

(罰則)

第十三条 第七条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第十四条 県基幹統計調査の目的となつている統計の作成に従事する者で当該統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

- 1 この条例中第一条及び次項の規定は平成二十一年四月一日から、第二条及び附則第三項の規定は同年十月一日から施行する。
- 2 第一条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(統計分析課)

福島県条例第十八号

福島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

福島県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年福島県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条第一項(法第三十四条第五項で準用する場合を含む。)、第二十九条、第四十四条第三項及び第四十五条の規定に基づき、法」を削る。

第十五条を第十九条とし、同条の前に次の三条を加える。

(電磁的記録による保存)

第十六条 法第四十四条の三の規定により読み替えて適用される民間事業者等が行う書

面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四百十九号。以下「電子文書法」という。)第三条第一項の条例で定める保存は、法第十四条、法第二十八条第一項及び法第三十五条第一項の規定による備置きとする。

2 特定非営利活動法人が、法第四十四条の三の規定により読み替えて適用される電子文書法第三条第一項の規定により、前項に規定する備置きに代えて電磁的記録(電子文書法第二条第四号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)の保存(電子文書法第二条第五号に規定する保存をいう。)を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

(電磁的記録による作成)

第十七条 法第四十四条の三の規定により読み替えて適用される電子文書法第四条第一項の条例で定める作成は、法第十四条、法第二十八条第一項及び法第三十五条第一項に規定による作成とする。

2 特定非営利活動法人が、法第四十四条の三の規定により読み替えて適用される電子文書法第四条第一項の規定により、前項に規定する作成に代えて電磁的記録の作成(電子文書法第二条第六号に規定する作成をいう。)を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

(電磁的記録による閲覧)

第十八条 法第四十四条の三の規定により読み替えて適用される電子文書法第五条第一項の条例で定める縦覧等は、法第二十八条第二項の規定による閲覧とする。

2 特定非営利活動法人が、法第四十四条の三の規定により読み替えて適用される電子文書法第五条第一項の規定により、前項に規定する閲覧に代えて電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

第十四条を第十五条とし、第四条から第十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第三条第二項中「前条第五項」を「第二条第五項」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(電磁的方法)

第三条 法第十四条の七第三項の条例で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 当該情報の内容を、送信をする者の使用に係る電子計算機と受信をする者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該受信をする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 送信をする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに当該情報を記録したものを交付する方法
2 前項各号に掲げる方法は、当該情報の受信をする者がファイルに記録された当該情

報を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文化振興課)

福島県条例第十九号

福島県火薬類取締法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県火薬類取締法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表の十の項中「一万二千元」を「一万七千元」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(消防保安課)

福島県条例第二十号

福島県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県高圧ガス保安法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表の七の項中「二万円」を「九千元」に、「九千五百円」を「八千五百円」に、「九千四百円」を「八千四百円」に、「八千九百元」を「七千九百元」に改め、同表の十の項中「八千五百円」を「七千六百円」に、「八千元」を「七千円」に、「六千七百円」を「六千円」に、「六千二百円」を「五千五百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(消防保安課)

福島県条例第二十一号

福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例(平成十二年福島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表の十五の項中「二万三千元」を「二万七百元」に、「二万二千五百円」を「二万二百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(消防保安課)

福島県条例第二十二号

福島県景観条例の一部を改正する条例

福島県景観条例(平成十年福島県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「景観形成基本方針」を「景観計画の策定」に、「景観形成重点地域」を「行

為の規制等」に、「第十六条」を「第十七条」に、
第三節 大規模行為に関する景観
第四節 既存施設等に対する要請
第五節 公共事業等に関する景観
第六節 援助及び啓発(第二十七
第七節 市町村の景観形成施策に

形成(第十七条―第二十四条
(第二十五条)

形成(第二十六条) を 第四節 公共事業に関する景観形成(第二十一条)
第五節 景観形成のための支援(第二十三条―第

対する支援(第三十条) 』
に、「第三十一条・第三十二条」を「第二十六条・第二十七条」に、「第

二十五条) 』
三十三条―第三十五条」を「第二十八条―第三十条」に、「第三十六条―第三十八条」

を「第三十一条」に改め、「第六章 罰則(第三十九条・第四十条)」を削る。

第一条中「明らかにし、」を「明らかにするとともに、景観法(平成十六年法律第百

十号。以下「法」という。)の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要

な事項及び」に、「保全と」を「保全及び」に改める。
第二条第二号から第四号までを次のように改める。

二 景観計画 法第八条第一項に規定する景観計画をいう。
三 景観計画区域 法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域をいう。
四 建築物 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建

築物をいう。
第四条及び第五条中「協力するよう努めるものとする」を「協力しなければならない」

に改める。
第二章第一節を次のように改める。

第一節 景観計画の策定
第六条 知事は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめその旨を公告し、当該

景観計画の案(以下「計画案」という。)を公告の日の翌日から起算して二週間公衆

の縦覧に供しなければならない。
2 知事は、前項の規定による公告を行うときは、あらかじめ、景観計画を定めようと

する趣旨及び内容を周知させるための説明会を開催するものとする。
3 第一項の規定による公告がされたときは、当該公告に係る景観計画区域の住民並び

に当該景観計画区域に存する土地の所有者及び当該景観計画区域に存する土地につい

て地上権、賃借権その他の土地を使用する権利を有する者は、同項に規定する縦覧期

間満了の日までに、計画案について知事に意見書を提出することができる。
4 知事は、計画案について広く意見を聴く必要があるとき又は計画案につい

て異議がある旨の意見書の提出があったときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催するものとする。

5 知事は、景観計画を定めるに当たっては、福島県景観審議会の意見を聴かなければならない。この場合において、知事は、第三項の意見書の提出があったとき又は前項の公聴会を開催したときは、その内容の要旨を福島県景観審議会に報告するものとする。

6 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

「第二節 景観形成重点地域」を「第二節 行為の規制等」に改める。

第七条から第十一条までを次のように改める。

(届出を要する行為)

第七条 法第十六条第一項第四号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

二 木竹の伐採

三 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)その他の物件の堆積

四 水面の理立て又は干拓

(行為の届出)

第八条 法第十六条第一項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した規則で定める届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

第九条 景観法施行規則(平成十六年国土交通省令第百号)第一条第二項第四号の条例で定める図書は、次に掲げる図書とする。

一 法第十六条第一項第一号に掲げる行為にあつては、敷地面積、建築面積、延べ面積、構造、外観の仕上げ材料、敷地の緑化の方法並びに外観を変更することとなる修繕又は模様替及び色彩の変更に係る面積を記載した図書

二 法第十六条第一項第二号に掲げる行為にあつては、築造面積、構造、敷地の緑化の方法並びに外観を変更することとなる修繕又は模様替及び色彩の変更に係る面積を記載した図書

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める図書

(届出を要する事項)

第十条 法第十六条第一項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

二 行為の完了予定日

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(変更届)

第十一条 法第十六条第二項の条例で定める事項は、設計又は施行方法(その変更によ

り同条第一項の規定による届出に係る行為が同条第七項各号に掲げる行為に該当することとなるものを除く。)とする。

2 法第十六条第一項の規定による届出をした者は、前条第一号に掲げる事項に変更があつたとき又は当該届出に係る行為を取りやめたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

第十二条を削る。

第十三条の見出しを「(適用除外行為)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

法第十六条第七項第十一号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

第十三条第一号を次のように改める。

一 法第十六条第一項第一号から第三号まで又は第七条各号に掲げる行為のうち、別表に掲げる当該行為の種類に応じた規模のもの

第十三条第二号を削り、同条第三号イ中「第四十三条第一項又は第二百五条第一項の許可及び同法」及び「第八十一条第一項」を削り、同号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カを削り、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積のうち、当該堆積をす

る日から起算して九十日以内に除却することがあらかじめ確実であるもの

第十三条第四号及び第五号を次のように改める。

四 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

五 農林漁業を営むために行われる土地の開墾及び森林の皆伐

第十三条第六号中「改築、増築」を「増築、改築」に、「又は外観の模様替若しくは」を「、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は」に改め、同条第七号及び第八号を削り、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(公表)

第十三条 知事は、法第十六条第三項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表するものとする。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 知事は、第一項の公表をしようとするときは、必要に応じ、福島県景観審議会の意見を聴くことができる。この場合において、知事は、前項の意見又は意見書の内容を福島県景観審議会に報告しなければならない。

第十四条を次のように改める。

(特定届出対象行為)

第十四条 法第十七条第一項の条例で定める行為は、法第十六条第一項第一号及び第二号に規定する届出を要する行為とする。

第十六条を削る。

第十五条中「第十一条第一項又は第四項」を「法第十六条第一項又は第二項」に改め、同条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

(変更命令等の手続)

第十五条 知事は、法第十七条第一項又は第五項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、必要に応じ、福島県景観審議会の意見を聴くことができる。第十七条を削る。

第二章第二節中第十六条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第十七条 景観計画において景観計画区域又は法第八条第二項第三号に規定する事項(以下この条において「制限事項」という。)を変更する際現に法第十六条第一項又は第二項の規定による届出がされている行為であつて、その変更により制限事項に適合しなくなったものに対する当該景観計画区域及び制限事項の適用については、なお従前の例による。

「第三節 大規模行為に関する景観形成」を「第三節 景観重要建造物等」に改める。第十八条から第二十一条までを次のように改める。

(景観重要建造物の指定等)

第十八条 知事は、法第十九条第一項に規定する景観重要建造物(以下単に「景観重要建造物」という。)の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする建造物の所在地を管轄する市町村の長及び福島県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第十九条 法第二十五条第二項に規定する基準は、次のとおりとする。

- 一 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を維持するものであること。
- 二 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずるものであること。
- 三 景観重要建造物の敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検するものであること。

(景観重要樹木の指定等)

第二十条 知事は、法第二十八条第一項に規定する景観重要樹木(以下単に「景観重要樹木」という。)の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする樹木の所在地を管轄する市町村の長及び福島県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第二十一条 法第三十三条第二項に規定する基準は、次のとおりとする。

- 一 剪定、下草刈りその他の景観重要樹木の良好な景観を保全するために必要な管理を行うものであること。
- 二 景観重要樹木の保育の状況を定期的に点検するとともに、病害虫の駆除その他の措置を行うものであること。

第二十二条から第二十四条までを削る。

第二章第四節を削る。

「第五節 公共事業等に関する景観形成」を「第五節 公共事業に関する景観形成」

に改める。

第二十六条第一項中「公共事業等」を「公共事業(国又は地方公共団体が実施する建設事業その他の事業をいう。以下この条において同じ。)」に、「公共事業等景観形成指針」を「公共事業景観形成指針」に改め、同条第二項中「公共事業等」を「公共事業の」に、「公共事業等景観形成指針」を「公共事業景観形成指針」に改め、同条第三項中「国等」を「国又は他の地方公共団体」に、「公共事業等の」を「公共事業の」に、「公共事業等景観形成指針」を「公共事業景観形成指針」に改め、同条第四項中「公共事業等景観形成指針」を「公共事業景観形成指針」に改め、第二章第五節中同条を第二十二条とする。

第二章第五節を第二章第四節とする。

「第六節 援助及び啓発」を「第六節 景観形成のための支援」に改める。

第二十七条中「景観形成基本方針に基づく」を「景観形成の」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十八条の見出しを「(援助及び啓発)」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 県は、県民及び事業者に対し、県土の景観形成に関する知識の普及等の啓発を行うものとする。

第二十八条を第二十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(市町村の景観形成施策に対する支援)

第二十五条 県は、市町村が当該市町村の特性にふさわしい景観形成の推進を図れるよう支援するものとする。

第二十九条を削る。

第二章第六節を第二章第五節とする。

第二章第七節を削る。

第三十一条第一項各号列記以外の部分中「建築物等」を「建築物又は工作物(建築物を除く。以下同じ。)」に改め、同項第二号中「建築物等」を「建築物又は工作物」に改め、同条を第二十六条とする。

第三十二条第二項第二号中「建築物等」を「建築物又は工作物」に改め、第三章中同条を第二十七条とする。

第三十三条第二項中「及び福島県景観法施行条例(平成十七年福島県条例第百十五号)」を削り、同条を第二十八条とする。

第三十四条を第二十九条とし、第四章中第三十五条を第三十条とする。

第三十六条及び第三十七条を削る。

第三十八条の見出しを削り、第五章中同条を第三十一条とする。

第六章を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第12条関係)

法第16条第7項第11号の規定に基づき届出を要しない行為

1 景観計画区域(景観形成重点地域を除く。)における場合

(1) 法第16条第1項第1号関係

行為の種類	規模
建築物の新築又は移転	高さ13メートル以下かつ建築面積1,000平方メートル以下
建築物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が10平方メートル以下

(2) 法第16条第1項第2号関係

行為の種類	規模
工作物の新設又は移転	
ア 擁壁、垣（生垣を除く。）、さく、扉その他これらに類するもの	高さ5メートル以下
イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（オに掲げるものを除く。）	高さ13メートル以下
ウ 煙突、排気塔その他これらに類するもの	
エ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
オ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	高さ20メートル以下
カ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの	高さ13メートル以下かつ築造面積1,000平方メートル以下
キ リーゴウラウンドその他これらに類する遊技施設	
ク コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
ケ 自動車の駐車のために供する立体的な施設	

コ 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設	上記アからシまでに掲げる規模の工作物において、当該行為に係る築造面積又は面積の合計が10平方メートル以下
サ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設	
シ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	
工作物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記アからシまでに掲げる規模の工作物において、当該行為に係る築造面積又は面積の合計が10平方メートル以下

(3) 法第16条第1項第3号関係

行為の種類	規模
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）	面積3,000平方メートル以下かつ法面の高さ5メートル以下又は延長10メートル以下

(4) 法第16条第1項第4号関係

行為の種類	規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積3,000平方メートル以下かつ法面の高さ5メートル以下又は延長10メートル以下
木竹の伐採	すべて
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ3メートル以下かつ堆積の用に供される土地の面積500平方メートル以下
水面の埋立て又は干拓	面積3,000平方メートル以下かつ法面の高さ5メートル以下又は延長10メートル以下

2 景観形成重点地域における場合

(1) 法第16条第1項第1号関係

行為の種類	規模
建築物の新築、増築又は移転	床面積の合計10平方メートル以下
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下

(2) 法第16条第1項第2号関係

行為の種類	規模
ア 擁壁、垣（生垣を除く。）、さく、扉その他これらに類するもの	高さ1.5メートル以下
イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（オに掲げるものを除く。） ウ 煙突、排気塔その他これらに類するもの エ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの オ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	高さ5メートル以下
工 工作物の新設、増築、改築又は移転	高さ5メートル以下かつ築造面積10平方メートル以下

施設 サ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設 シ 彫像、記念碑その他これらに類するもの	当該行為に係る面積の合計が10平方メートル以下
--	-------------------------

(3) 法第16条第1項第3号関係

行為の種類	規模
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）	面積300平方メートル以下かつ法面の高さ1.5メートル以下

(4) 法第16条第1項第4号関係

行為の種類	規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積300平方メートル以下かつ法面の高さ1.5メートル以下
木竹の伐採	高さ10メートル以下かつ伐採面積300平方メートル以下
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ1.5メートル以下かつ堆積の用に供される土地の面積100平方メートル以下
水面の埋立て又は干拓	面積300平方メートル以下かつ法面の高さ1.5メートル以下

備考 景観形成重点地域とは、景観計画区域のうち、県土の景観形成を図る上で重要な区域として景観計画で定めるものをいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。

(福島県景観法施行条例の廃止)

2 福島県景観法施行条例(平成十七年福島県条例第百十五号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際改正前の福島県景観条例(以下「改正前の条例」という。)第十一項若しくは第四項又は第十九条第一項若しくは第四項の規定によりされた届出に係る行為であつて、その行為が完了していないものについては、改正後の福島県景観条例(以下「改正後の条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(準備行為)

5 改正後の条例第二条第二号に規定する景観計画及び改正後の条例第二十二条第一項に規定する公共事業景観形成指針の策定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例第六条及び第二十二條の規定の例により行うことができる。

(環境共生課環境評価景観室)

福島県条例第二十三号

福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例(平成十一年福島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表一の項中「四千元」を「三千九百元」に、「五千三百元」を「五千二百元」に改め、同表二の項中「千円」を「千円」に改め、同表三の項中「二千九百元」を「二千八百元」に改め、同表四の項及び五の項中「千九百元」を「千八百元」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月十六日から施行する。

(自然保護課)

福島県条例第二十四号

福島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

福島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例(平成十七年福島県条例第百十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福島県条例第二十五号

福島県介護保険法施行条例の一部を改正する条例

福島県介護保険法施行条例(平成十一年福島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の表八の項中「第百十五條の二十九第二項」を「第百十五條の三十五第二項」に改め、同表九の項中「第百十五條の二十九第三項」を「第百十五條の三十五第三項」に、「第百十五條の二十九第一項」を「第百十五條の三十五第一項」に改める。

第二条第一項中「第百十五條の三十第一項」を「第百十五條の三十六第一項」に、「第百十五條の三十六第一項」を「第百十五條の四十二第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年五月一日から施行する。

(高齢福祉課介護保険室)

福島県条例第二十六号

福島県母子保健法に係る事務処理の特例に関する条例

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号。以下「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げる事務は、別表に掲げる市町村が処理することとする。

一 法第十八條の規定による届出の受理

二 法第十九條第一項及び同條第二項において準用する法第十一条第二項の規定による訪問指導

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

別表

相馬市	二本松市	桑折町	檜枝岐村	北塩原村	西会津町	昭和村	中島村
古殿町	小野町						

(児童家庭課)

福島県条例第二十七号

福島県要保護児童の身元保証に係る損失補てんに関する条例を廃止する条例

福島県要保護児童の身元保証に係る損失補てんに関する条例(昭和五十四年福島県条例第十一号)は、廃止する。

附 則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(国民健康保険課)

2 この条例の施行の日前に社会福祉法人福島県社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が廃止前の福島県要保護児童の身元保証に係る損失補てんに関する条例第二条に規定する保護を要する児童の身元保証した場合において、当該児童が使用者にあつた損害により協議会が受けた損失の補てんについては、なお従前の例による。

（児童家庭課）

福島県条例第二十八号

障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例

障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例（平成八年福島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。
別表天鏡閣の項を削り、同表に次のように加える。

福島県自然の家	福島県自然の家条例（昭和五十年福島県条例第二十九号）第六条に規定する使用料
---------	---------------------------------------

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第二十九号

福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例

（目的）

第一条 この条例は、県内の臨床研修病院において臨床研修又は後期研修を受けている医師であつて、将来自治体等病院の特定診療科の医師として勤務しようとするものに対し、その研修に必要な資金を貸与することにより、自治体等病院の特定診療科の医師の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 臨床研修病院 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する病院をいう。
 - 二 臨床研修 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいう。
 - 三 後期研修 臨床研修を修了した医師が受ける医師の専門性に関する研修をいう。
 - 四 自治体等病院 県立病院を除く市町村又は地方公共団体の組合が設置する病院その他規則で定める病院をいう。
 - 五 特定診療科 産科、小児科又は麻酔科をいう。
- （研修資金の貸与契約）

第三条

知事は、県内の臨床研修病院において、臨床研修又は後期研修を受けている医師（規則で定める大学を卒業した医師を除く。）であつて、将来自治体等病院の特定診療科の医師（非常勤の医師及び後期研修の医師として勤務する医師を除く。）として勤務しようとするもの（次に掲げる資金の貸与を受けた医師であつて、その返還の債務の履行を終えていないものを除く。）の申請により、その者に自治体等病院特定診療科医師確保研修資金（以下「研修資金」という。）を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

一 研修資金

二 福島県県立病院医師修学資金貸与条例（平成十五年福島県条例第六十七号）第二条に規定する県立病院医師修学資金

三 福島県県立病院医師研修資金貸与条例（平成十八年福島県条例第四十九号）第二条に規定する県立病院医師研修資金

四 福島県緊急医師確保研修資金貸与条例（平成十九年福島県条例第七十一号）第二条に規定する福島県緊急医師確保研修資金

五 前各号に掲げるもののほか、他の者から借り受けている同種の研修に必要な資金（研修資金の額及び貸与の方法）

第四条

研修資金は、前条の規定により締結した契約（以下単に「契約」という。）に定められた月から当該契約の相手方が臨床研修又は後期研修を修了する日（臨床研修を修了した者が引き続き後期研修を受ける場合にあつては、当該後期研修を修了する日）の属する月までの間（その期間が三年を超えるときは、三年間）、毎月一月分ずつ貸与するものとする。ただし、知事は、特別の事情があると認めるときは、数月分を併せて貸与することができる。

（保証人）

第五条 研修資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、研修資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

（契約の解除及び貸与の休止）

第六条 知事は、契約の相手方が臨床研修又は後期研修を受けている場合において、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、契約を解除するものとする。

- 一 心身の故障のため将来自治体等病院の特定診療科の医師（非常勤の医師及び後期研修の医師として勤務する医師を除く。以下同じ。）として勤務する見込みがなくなつたと認められるとき。
 - 二 臨床研修又は後期研修を受けることを取り止めたとき。
 - 三 研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - 四 死亡したとき。
 - 五 研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 2 知事は、契約の相手方が臨床研修又は後期研修を受けている場合において、その研

修を中断したときは、その事実が生じた日の属する月の翌月分からその研修を受けることを再開した日の属する月の分まで研修資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された研修資金があるときは、その研修資金は、当該その研修を受けることを再開した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

(返還債務の当然免除)

第七条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、研修資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の全部（履行期が到来していないものに限る。）を免除するものとする。

一 臨床研修又は後期研修を修了した後、直ちに自治体等病院の特定診療科の医師として勤務し、その後継続して自治体等病院の特定診療科の医師として勤務した場合において、当該特定診療科の医師として在職した期間のうち休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかつた期間を除いた期間（以下「在職期間」という。）が研修資金の貸与を受けた期間（前条第二項の規定により研修資金の貸与が行われなかつた期間を除き、かつ、当該貸与を受けた期間が一年に満たない場合には、一年とする。以下同じ。）に達したとき。

二 自治体等病院の特定診療科の医師として勤務した場合において、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を行うことができなくなつたとき。

(返還)

第八条 被貸与者は、前条の規定により返還債務の全部を免除される場合を除き、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与を受けた研修資金の総額に利息を付した額を、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければならない。ただし、知事は、特別の事情があると認めるときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることができる。

一 第六条第一項の規定により契約が解除されたとき。

二 臨床研修又は後期研修を修了した後、正当な理由がなく直ちに自治体等病院の特定診療科の医師として勤務しなかつたとき。

三 臨床研修又は後期研修を修了した後、直ちに自治体等病院の特定診療科の医師として勤務した場合において、研修資金の貸与を受けた期間に達する前に自治体等病院の特定診療科の医師として勤務しなくなつたとき。

四 臨床研修又は後期研修を修了した後死亡したとき。

二 前項の利息の額は、当該研修資金の交付を最初に受けた日から最後に受けた日の属する月の末日までの期間の日数に応じ、年十パーセントの割合で計算した額とする。

三 前項に規定する利息の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

四 前二項の規定により計算した利息の額が百円未満であるときは、利息を徴収しないものとし、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるとする。（返還債務の裁量免除）

第九条 知事は、被貸与者が前条第一項の規定による返還をすることとなる場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務（履行期が到来していないものに限る。以下この条において同じ。）について当該各号に定める額を免除することができる。

一 臨床研修又は後期研修を修了した後、直ちに自治体等病院の特定診療科の医師として勤務し、その後継続して自治体等病院の特定診療科の医師として勤務した場合において、その在職期間が一年以上で、かつ、研修資金の貸与を受けた期間に達しなかつたとき。返還債務の額に当該在職期間を研修資金の貸与を受けた期間で除して得た数値を研修資金の返還債務の額に乗じて得た額に相当する額。

二 死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた研修資金を返還することができなくなつたとき。返還債務の全部又は一部に相当する額（返還債務の履行猶予）

第十条 知事は、被貸与者について災害、疾病その他やむを得ない事由があると認めるときは、当該事由が継続している期間、返還債務の履行を猶予することができる。（延滞利息）

第十一条 被貸与者が、正当な理由がなく研修資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

二 第八条第三項及び第四項の規定は、前項の延滞利息について準用する。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（福島県立病院医師研修資金貸与条例の一部改正）

2 福島県立病院医師研修資金貸与条例の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

五 福島県自治体等病院特定診療科医師確保研修資金貸与条例（平成二十一年福島県条例第二十九号）第三条に規定する自治体等病院特定診療科医師確保研修資金（医療看護課）

福島県条例第三十号

福島県特定診療科医師研究資金貸与条例

(目的)

第一条 この条例は、県外から転入した医師であつて、県内の医療機関において特定診療科の医師としてその診療に従事しようとするものに対し、当該診療に係る研究に必要な資金を貸与することにより、特定診療科の医師の確保を図ることを目的とする。

(研究資金の貸与契約)**第二条** 知事は、県外から転入した医師であつて、県内の医療機関（小児科及び麻酔科

にあつては病院に限る。以下「県内医療機関」という。）において産科、小児科又は麻酔科（以下「特定診療科」という。）の医師（非常勤の医師及び臨床研修（医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）又は後期研修（臨床研修を修了した医師が受ける医師の専門性に關する研修をいう。以下同じ。）の医師として勤務する医師を除く。）としてその診療に従事しようとするもの（次に掲げる資金の貸与を受けた医師であつて、その返還の債務の履行を終えていないものを除く。）の申請により、その者に特定診療科医師研究資金（以下「研究資金」という。）を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

一 研究資金
二 福島県立病院医師修学資金貸与条例（平成十五年福島県条例第六十七号）第二

条に規定する県立病院医師修学資金
三 福島県立病院医師研修資金貸与条例（平成十八年福島県条例第四十九号）第二

条に規定する県立病院医師研修資金
四 福島県緊急医師確保修学資金貸与条例（平成十九年福島県条例第七十一号）第二

条に規定する福島県緊急医師確保修学資金
五 前各号に掲げるもののほか、他の者から借り受けている同種の研究に必要な資金

第三条 研究資金の種類は、第一種貸与及び第二種貸与とする。

2 研究資金の額は、第一種貸与にあつては三百万円、第二種貸与にあつては二百万円とする。

3 研究資金は、知事が別に定める方法により貸与するものとする。

第四条 研究資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならぬ。

2 前項の保証人は、研究資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

第五条 知事は、第二条の規定により締結した契約（以下単に「契約」という。）の相手方が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、契約を解除するものとする。

一 研究資金の貸与を受けることを辞退したとき。

二 死亡したとき。

三 研究資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

（返還債務の当然免除）
第六条 知事は、被貸与者が県内医療機関の特定診療科の医師（非常勤の医師及び臨床研修又は後期研修の医師として勤務する医師を除く。以下同じ。）としてその診療に従事した場合において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、研究資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の全部（履行期が到来していないものに限

る。）を免除するものとする。

一 当該診療に従事した期間のうち休職、停職、育児休業その他の事由により従事しなかつた期間を除いた期間（以下「従事期間」という。）が、第一種貸与の被貸与者にあつては三年を、第二種貸与の被貸与者にあつては二年を経過したとき。

二 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を行うことができなくなつたとき。

（返還）
第七条 被貸与者は、前条の規定により返還債務の全部を免除される場合を除き、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、貸与を受けた研究資金の総額に利息を付した額を、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければならぬ。ただし、知事は、特別の事情があると認めるときは、別に期限を定めて、又は分割して返還させることができる。

一 第五条の規定により契約が解除されたとき。

二 県内医療機関の特定診療科の医師としてその診療を行わなくなつたとき。

2 前項の利息の額は、当該研究資金の交付を受けた日から返還の事由が生じた日の属する月の翌月の末日までの期間の日数に応じ、年十パーセントの割合で計算した額とする。

3 前項に規定する利息の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

4 前二項の規定により計算した利息の額が百円未満であるときは、利息を徴取しないものとし、その額が百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（返還債務の裁量免除）
第八条 知事は、被貸与者が前条第一項の規定による返還をすることとなる場合において、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、返還債務（履行期が到来していないものに限る。以下この条において同じ。）について当該各号に定める額を免除することができる。

一 第一種貸与の被貸与者の従事期間が二年以上であり、かつ、やむを得ない事由により県内医療機関の特定診療科の医師としてその診療を行うことができなくなつたとき。返還債務の額に三分の二を乗じて得た額に相当する額

二 第一種貸与の被貸与者の従事期間が一年以上二年未満であり、かつ、やむを得ない事由により県内医療機関の特定診療科の医師としてその診療を行うことができなくなつたとき。返還債務の額に三分の一を乗じて得た額に相当する額

三 第二種貸与の被貸与者の従事期間が一年以上であり、かつ、やむを得ない事由により県内医療機関の特定診療科の医師としてその診療を行うことができなくなつたとき。返還債務の額に二分の一を乗じて得た額に相当する額

四 死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた研究資金を返還することができなくなつたとき。返還債務の全部又は一部に相当する額

（返還債務の履行猶予）
第九条 知事は、被貸与者について災害、疾病その他やむを得ない事由があると認める

ときは、当該事由が継続している期間、返還債務の履行を猶予することができる。

(延滞利息)

第十条 被貸与者が、正当な理由がなくて研究資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

2 第七条第三項及び第四項の規定は、前項の延滞利息について準用する。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(福島県立病院医師研修資金貸与条例の一部改正)

2 福島県立病院医師研修資金貸与条例の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

六 福島県特定診療科医師研究資金貸与条例(平成二十一年福島県条例第三十号) 第二条に規定する特定診療科医師研究資金

(医療看護課)

福島県条例第三十号

福島県地域医療医師確保研修等資金貸与条例

(目的)

第一条 この条例は、学校法人自治医科大学が設置する自治医科大学医学部(以下「自治医大」という。)を卒業した後、県内のへき地医療拠点病院等に一定の期間勤務した医師であつて、その後、知事が指定する県内の医療機関に医師として勤務しようとするものに対し、その研修又は研究に必要な資金を貸与することにより、医師の確保を図ることを目的とする。

(研修等資金の貸与契約)

第二条 知事は、自治医大を卒業した後、規則で定めるへき地医療拠点病院等に勤務した医師(規則で定める期間勤務した医師に限る。)であつて、その後、知事が指定する県内の医療機関(以下「指定医療機関」という。)に医師(非常勤の医師及び後期研修(医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十六条の二第一項に規定する臨床研修を修了した医師が受ける医師の専門性に関する研修をいう。以下同じ。)の医師として勤務する医師を除く。)として勤務しようとするものの申請により、その者に地域医療医師確保研修等資金(以下「研修等資金」という。)を貸与する旨の契約を結ぶことができる。

(研修等資金の額及び貸与の方法)

第三条 研修等資金の貸与の額は、百万円とする。

2 研修等資金は、知事が別に定める方法により貸与するものとする。

(保証人)

第四条 研修等資金の貸与を受けようとする者は、規則で定めるところにより、保証人を立てなければならぬ。

2 前項の保証人は、研修等資金の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という。)と連帯して債務を負担するものとする。

(契約の解除)

第五条 知事は、第二条の規定により締結した契約(以下単に「契約」という。)の相手方が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、契約を解除するものとする。

一 研修等資金の貸与を受けることを辞退したとき。

二 死亡したとき。

三 研修等資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第六条 知事は、被貸与者が指定医療機関の医師(非常勤の医師及び後期研修の医師として勤務する医師を除く。以下同じ。)として勤務した場合において、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、研修等資金の返還の債務(以下「返還債務」という。)の全部(履行期が到来していないものに限る。)を免除するものとする。

一 指定医療機関の医師として在職した期間のうち休職、停職、育児休業その他の事由により勤務しなかつた期間を除いた期間(以下「在職期間」という。)が一年に達したとき。

二 業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を行うことができなくなつたとき。

(返還)

第七条 被貸与者は、前条の規定により返還債務の全部を免除される場合を除き、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、貸与を受けた研修等資金の総額に利息を付した額を、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括して返還しなければならぬ。ただし、知事は、特別の事情があると認めるときは、別に期限を定め、又は分割して返還させることができる。

一 第五条の規定により契約が解除されたとき。

二 指定医療機関の医師として勤務した場合において、その在職期間が一年に達する前に指定医療機関の医師として勤務しなくなつたとき。

2 前項の利息の額は、返還すべき額に当該研修等資金の交付を受けた日から返還の事由が生じた日の属する月の翌月の末日までの期間の日数に応じ、年十パーセントの割合で計算した額とする。

3 前項に規定する利息の額の計算についての年当たりの割合は、閏年(じゆんねん)の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

4 前二項の規定により計算した利息の額が百円未満であるときは、利息を徴収しないものとし、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(返還債務の裁量免除)

第八条 知事は、被貸与者が前条第一項の規定による返還をすることとなる場合において、死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により貸与を受けた研修等資金を返還することができなくなつたときは、返還債務（履行期が到来していないものに限る。）の全部又は一部に相当する額を免除することができる。

第九条 知事は、被貸与者について災害、疾病その他やむを得ない事由があると認めるときは、当該事由が継続している期間、返還債務の履行を猶予することができる。

第十条 被貸与者が、正当な理由がなくて研修等資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収するものとする。

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（医療看護課）

福島県条例第三十二号

福島県理容師法施行条例の一部を改正する条例

福島県理容師法施行条例（平成十二年福島県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第二号中「作業所」の下に「（理容所のうち専ら理容の作業を行う部分をいう。以下同じ。）」を加え、同条第三号中「消毒所」の下に「（理容所のうち専ら消毒の作業を行う部分をいう。以下同じ。）」を加え、同条第六号を次のように改め、同条を第五条とする。

六 作業所には、耐水材料を用い、排水が完全に行われるような構造の洗髪設備（専ら洗髪を行う設備をいう。以下同じ。）を設けること。ただし、洗髪設備を設けなくとも衛生上支障がない理容所として規則で定めるものについては、この限りでない。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（出張営業の届出）

第三条 理容所において理容の業を行っていない理容師が法第六条の二ただし書の規定により理容所以外の場所において理容の業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の規定による届出に係る事項に変更を生じ

たとき又は理容所以外の場所において理容の業を行うことをやめたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

附 則

1 この条例は、平成二十一年七月一日から施行する。
2 改正後の福島県理容師法施行条例第五条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条第一項の規定による届出がされた理容所について適用し、施行日前に同項の規定による届出がされた理容所については、なお従前の例による。

（食品生活衛生課）

福島県条例第三十三号

福島県美容師法施行条例の一部を改正する条例

福島県美容師法施行条例（平成十二年福島県条例七十二号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条第二号中「作業所」の下に「（美容所のうち専ら美容の作業を行う部分をいう。以下同じ。）」を加え、同条第三号中「消毒所」の下に「（美容所のうち専ら消毒の作業を行う部分をいう。以下同じ。）」を加え、同条第六号を次のように改め、同条を第五条とする。

六 作業所には、耐水材料を用い、排水が完全に行われるような構造の洗髪設備（専ら洗髪を行う設備をいう。以下同じ。）を設けること。ただし、洗髪設備を設けなくとも衛生上支障がない美容所として規則で定めるものについては、この限りでない。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（出張営業の届出）

第三条 美容所において美容の業を行っていない美容師が法第七条ただし書の規定により美容所以外の場所において美容の業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の規定による届出に係る事項に変更を生じたとき又は美容所以外の場所において美容の業を行うことをやめたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

附 則

1 この条例は、平成二十一年七月一日から施行する。
2 改正後の福島県美容師法施行条例第五条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十一条第一項の規定による届出がされた美容所について適用し、施行日前に同項の規定による届出がされた美容所については、なお従前の例による。

（食品生活衛生課）

福島県条例第三十四号

福島県薬事法施行条例の一部を改正する条例

福島県薬事法施行条例（平成十二年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表第七号を削り、同表第八号中「高度管理医療機器等販売業貸付業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証」を「又は高度管理医療機器等販売業貸付業許可証」に、「薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業貸付業許可証又は医薬品販売先等変更許可証の書換え交付手数料」を「薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等販売業貸付業許可証の書換え交付手数料」に改め、同号を同表第七号とし、同表第九号中「高度管理医療機器等販売業貸付業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証」を「又は高度管理医療機器等販売業貸付業許可証」に、「薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等販売業貸付業許可証又は医薬品販売先等変更許可証の再交付手数料」を「薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等販売業貸付業許可証の再交付手数料」に改め、同号を同表第八号とし、同表第十号を第九号とし、第十一号から第四十号までを一号ずつ繰り上げ、同表第四十一号中「第五十六号」を「第五十五号」に改め、同号を同表第四十号とし、同表第四十二号中「第五十六号」を「第五十五号」に改め、同号を同表第四十一号とし、同表第四十三号中「第五十六号」を「第五十五号」に改め、同号を同表第四十二号とし、同表第四十四号を第四十三号とし、第四十五号から第四十九号までを一号ずつ繰り上げ、同表第五十号中「第五十六号」を「第五十五号」に改め、同号を同表第四十九号とし、同表第五十一号中「第五十六号」を「第五十五号」に改め、同号を同表第五十号とし、同表第五十二号中「第五十六号」を「第五十五号」に改め、同号を同表第五十一号とし、同表第五十三号を第五十二号とし、第五十四号から第六十号までを一号ずつ繰り上げ、第六十一号を削り、第六十二号を第六十号とする。

第一条第三項中「第八号から第十三号まで、第十五号、第十六号及び第五十七号から第六十号」を「第七号から第十二号まで、第十四号、第十五号及び第五十六号から第五十九号」に改める。

第三条第一項第五号及び第六号中「卸売一般販売業及び薬種商販売業」を「卸売販売業」に改め、同項第七号中「第二十六条第三項ただし書及び法第二十七条において準用する法第七条第三項ただし書」を「第三十五条第三項ただし書」に改め、同項第八号中「卸売一般販売業及び薬種商販売業」を「卸売販売業」に改め、同項第十三号、第十五号、第十六号、第十八号及び第十九号中「卸売一般販売業、薬種商販売業」を「卸売販売業」に改め、同項第二十号を削る。

附 則

1 この条例は、平成二十一年六月一日から施行する。

2 薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下「一部改正法」という。）附則第四条の規定により一部改正法による改正後の薬事法（昭和三十五年法律第四百五号）第三十四条第一項の卸売販売業の許可を受けた者とみなされた者のうち、この条例の施行の際現に一部改正法による改正前の薬事法第二十六条第三項た

だし書の許可を受けていた者については、当該許可の有効期間の残存期間に限り、改正前の福島県薬事法施行条例（以下「改正前の条例」という。）第一条第一項の表第八号及び第九号の規定は、なおその効力を有する。

3 一部改正法附則第五条の規定により引き続き既存薬種商に係る業務を行うことができることとされた者については、平成二十四年五月三十一日までの間は、改正前の条例第三条第一項第六号、第八号、第十三号、第十五号、第十六号、第十八号及び第十九号の規定は、なおその効力を有する。

4 一部改正法附則第八条の規定により引き続き薬種商販売業を営むことができることとされた者については、改正前の条例第三条第一項第六号、第八号、第十三号、第十五号、第十六号、第十八号及び第十九号の規定は、なおその効力を有する。（薬 務 課）

福島県条例第三十五号

福島県立テクノアカデミー及び職業能力開発校条例の一部を改正する条例

福島県立テクノアカデミー及び職業能力開発校条例（昭和三十九年福島県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

福島県立テクノアカデミー条例

第一条中「テクノアカデミー及び職業能力開発校」を「職業能力開発校及び職業能力開発短期大学校を設置し、並びに職業能力開発校及び職業能力開発短期大学校をもつて構成するテクノアカデミー」に改める。

第二条中「及び職業能力開発校」を削る。

第三条第一項中「郡山職業能力開発短期大学校」を「福島県立テクノアカデミー郡山職業能力開発短期大学校、福島県立テクノアカデミー会津職業能力開発短期大学校及び福島県立テクノアカデミー浜職業能力開発短期大学校」に改め、同条第二項中「郡山職業能力開発校、福島県立会津高等技術専門学校及び福島県立浜高等技術専門学校」を「福島県立テクノアカデミー郡山職業能力開発校、福島県立テクノアカデミー会津職業能力開発校及び福島県立テクノアカデミー浜職業能力開発校」に改める。

第四条第一項中「訓練課程、」を「専門課程の」に、「別表第二」を「別表第二」に、「とする」を「とし、専門短期課程の訓練科及び訓練期間は規則で定める」に改め、同条第二項中「訓練課程、」を「普通課程の」に、「別表第三」を「別表第三」に、「とする」を「とし、短期課程の訓練科及び訓練期間は規則で定める」に改める。

第十四条中「及び職業能力開発校」を削る。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第二条関係）

名 称	施 設	位 置
福島県立テクノアカデミー郡		

福島県立テクノアカデミー郡山	山職業能力開発短期大学校	郡山市上野山五番地
福島県立テクノアカデミー郡山職業能力開発短期大学校	山職業能力開発短期大学校	郡山市上野山五番地
福島県立テクノアカデミー会津	福島県立テクノアカデミー会津職業能力開発短期大学校	喜多方市塩川町遠田字沼上千九百番地
福島県立テクノアカデミー会津職業能力開発短期大学校	福島県立テクノアカデミー会津職業能力開発短期大学校	喜多方市塩川町遠田字沼上千九百番地
福島県立テクノアカデミー浜	福島県立テクノアカデミー浜職業能力開発短期大学校	南相馬市原町区萱浜字巢掛場四十五番地の百十二
福島県立テクノアカデミー浜職業能力開発短期大学校	福島県立テクノアカデミー浜職業能力開発短期大学校	南相馬市原町区萱浜字巢掛場四十五番地の百十二

別表第二 (第四条関係)

福島県立テクノアカデミー郡山職業能力開発短期大学校	精密機械工学科	二年
福島県立テクノアカデミー郡山職業能力開発短期大学校	組込技術工学科	二年
福島県立テクノアカデミー会津職業能力開発短期大学校	観光プロデュース学科	二年
福島県立テクノアカデミー会津職業能力開発短期大学校	計測制御工学科	二年

別表第三 (第四条関係)

福島県立テクノアカデミー郡山職業能力開発短期大学校	建築科	二年
福島県立テクノアカデミー会津職業能力開発短期大学校	電気配管設備科	二年

職業能力開発校	自動車整備科	二年
福島県立テクノアカデミー浜職業能力開発校	機械技術科	二年
	自動車整備科	二年
	建築科	二年

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第三項から附則第六項までの規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十三年三月三十一日までの間は、改正後の福島県立テクノアカデミー条例

(以下「改正後の条例」という。) 別表第三中

福島県立テクノアカデミー会津職業能力開発校
福島県立テクノアカデミー浜職業能力開発校

とあるのは、

電気配管設備科	二年
自動車整備科	二年
機械技術科	二年
自動車整備科	二年

建築科

二年

福島県立テクノアカデ
業能力開発校

建築科	観光サービス科	二年
	電気システム科	二年
	電気配管設備科	二年
	環境システム科	二年
	自動車整備科	二年
	電子制御科	二年
	機械技術科	二年
	自動車整備科	二年
	建築科	二年

とする。

- 3 改正後の条例第一条の規定により設置する福島県立テクノアカデミー会津職業能力開発短期大学校及び福島県立テクノアカデミー浜職業能力開発短期大学校（以下「短期大学校」という。）に平成二十二年度に入学するため入学検定（平成二十一年度の実施される入学検定に限る。以下「二十一年度入学検定」という。）を受けようとする者は入学検定料を、短期大学校に平成二十二年度に入学（二十一年度入学検定に係る入学に限る。）をする者は入学料を納めなければならない。
- 4 前項の入学検定料及び入学料の額は、次のとおりとする。
 - 一 入学検定料 一万八千円
 - 二 入学料 改正後の条例別表第四備考に規定する福島県の住民である場合にあっては十六万九千二百円、同表備考に規定する福島県の住民でない場合にあっては三十万四千円
- 5 附則第三項の入学検定料及び入学料の納入方法、免除及び返還については、改正後の条例第十条、第十二条及び第十三条の規定の例による。
（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

6 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十三年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。
第十八条第一項第二号中「高等技術専門校」を「テクノアカデミー又は高等技術専門校」に改める。
（産業人材育成課）

福島県条例第三十六号

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第九十六号）の一部を次のように改正する。

別表一の表中「一万五千七百円」を「一万六千五百円」に改め、別表二の表1の項中「一万五千五百円」を「一万二千五百円」に改め、同表2の項中「一万三千円」を「一万三千七百円」に改め、同表3の項中「工業彫刻 めつき」を「めつき」に、「家庭用電気治療器調整 自動販売機調整」を「自動販売機調整」に、「時計修理 眼鏡レンズ加工」を「時計修理」に、「ぼうろう加工 陶磁器製造」を「陶磁器製造」に、「配管 浴槽設備施工」を「配管」に、「二万五千七百円」を「二万六千五百円」に改め、別表三の表1の項中「七千七百円」を「八千五百円」に改め、同表2の項中「八千七百円」を「九千五百円」に改め、同表3の項中「二万五百円」を「二万千円」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表二の表3の項の改正規定（「一万五千七百円」を「一万六千五百円」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。
（産業人材育成課）

福島県条例第三十七号

福島県営農業用基幹水利施設機能保全対策事業分担金徴収条例

（分担金の徴収）

第一条 農業用基幹水利施設（国営土地改良事業又は県営土地改良事業により設置されたダム、頭首工、揚排水機場、農業用排水路等をいう。）の機能を保全するための事業（県営土地改良事業を除く。以下「県営農業用基幹水利施設機能保全対策事業」という。）を行うために必要な費用について、当該事業により特に利益を受ける者から分担金を徴収する場合には、この条例の定めるところによる。
（分担金の額）

第二条 分担金の額は、各年度ごとの県営農業用基幹水利施設機能保全対策事業に要する費用に百分の二十五を乗じて得た額の範囲内において知事が定める額から地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第二十七条第一項の規定により市町村が負担する額を控除した額とする。

（分担金の徴収の方法）

第三条 分担金の徴収は、その年度内に一時払の方法によるものとする。ただし、知事

は、特別の事情があると認めるときは、分割して徴収することができる。

(分担金の免除等)

第四条 知事は、天災その他特別の事情があると認めるときは、分担金の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、県営農業用基幹水利施設機能保全対策事業に係る分担金の徴収その他この条例の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(農村計画課)

福島県条例第三十八号

福島県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

福島県国営土地改良事業負担金徴収条例(昭和三十三年福島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四項の表一の項中「国営新安積(二期)土地改良事業」を削る。

附則第五項を次のように改める。

5 次の表の上欄に掲げる国営土地改良事業に關する当該国営土地改良事業に要する費用に係る負担金の総額についての第三条第一項の規定の適用については、同項中「二分の一」とあるのは、同表の上欄に掲げる国営土地改良事業の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 国営郡山東部土地改良事業(区画整理事業に限る。)	五千七百七十九分の二千八百四十六
二 国営会津宮川(二期)土地改良事業(ダムに係る事業に限る。)	十分の三
三 国営新安積(二期)土地改良事業 国営新安積(二期)土地改良事業	百分の四十九

附則第六項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(農地管理課)

福島県条例第三十九号

福島県土地改良施設条例の一部を改正する条例

福島県土地改良施設条例(昭和四十年福島県条例第五十二号)の一部を次のように改

正する。

別表湛水防除施設の項中

大沢排水機場	喜多方市塩川町会知字前川原
新地排水機場	相馬郡新地町大戸浜字浜北

を

大沢排水機場

喜多方市塩川町会知字前川原

に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(農地管理課)

福島県条例第四十号

福島県分収林特別措置法に係る事務処理の特例に關する条例

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、分収林特別措置法(昭和三十三年法律第五十七号。以下「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げる事務は、須賀川市が処理することとする。ただし、当該事務に係る土地の区域が須賀川市以外の市町村の区域にわたる場合は、この限りでない。

- 一 法第三条の規定によるあっせん
- 二 法第五条第一項及び第二項の規定による届出の受理
- 三 法第六条第一項の規定による勧告
- 四 法第六条第二項(法第七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公表
- 五 法第七条第二項の規定による勧告
- 六 法第八条の規定による報告の徴収

附 則

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際本則各号に掲げる事務に係る法のそれぞれの規定により知事がした勧告その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法第五条第一項及び第二項の規定により知事に対してなされた届出で、施行日以後においては須賀川市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、須賀川市長がした勧告その他の行為又は須賀川市長に対してなされた届出とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例は、公布の日から施行する。

この条例は、公布の日から施行する。

(森林整備課)

福島県条例第四十一号

福島県森林整備担い手対策基金条例の一部を改正する条例

福島県森林整備担い手対策基金条例(平成五年福島県条例第二十七号)の一部を次の

ように改正する。

第一条中「に充てる」を「を積み立てる」に改める。
第二条を次のように改める。
(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成二十一年五月一日から施行する。

(林業振興課)

福島県条例第四十二号

福島県公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務処理の特例に関する条

例

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号。以下「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げる事務は、桑折町、会津坂下町、矢吹町及び楢葉町(以下「桑折町等」という。)が処理することとする。

- 一 法第四条第一項の規定による届出の受理
- 二 法第五条第一項の規定による申出の受理
- 三 法第六条第一項の規定による決定及び通知
- 四 法第六条第三項の規定による通知

附 則

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際本則各号に掲げる事務に係る法のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法のそれぞれの規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては桑折町等の長が管理し、及び執行することになる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、当該桑折町等の長がした処分その他の行為又は当該桑折町等の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

(土木総務課用地室)

福島県条例第四十三号

福島空港条例の一部を改正する条例

福島空港条例(平成四年福島県条例第一百一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「航空機」の下に「(以下単に「航空機」という。)」を加え、附則第三項及び第四項を次のように改める。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間は、国内航空機(航空機のうち空港と本邦内の地点との間において航行するも

のをいう。以下同じ。)に係る別表第一着陸料の項の規定の適用については、同項中「1及び2の金額の合計額」とあるのは「1及び2の金額の合計額に四分の一を乗じて得た金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該金額」と、「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額」とあり、国際航空機(航空機のうち空港と本邦外の地点との間において航行するものをいう。以下同じ。)に係る同項の規定の適用については、同項中「1及び2の金額の合計額」とあるのは「1及び2の金額の合計額に十五分の一を乗じて得た金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該金額」と、「掲げる金額」とあるのは「掲げる金額に十五分の一を乗じて得た金額」とする。

4 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間は、国内航空機に係る別表第一停留料の項の規定の適用については、同項中「金額の合計額」とあるのは「金額の合計額に四分の一を乗じて得た金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該金額」とし、国際航空機に係る同項の規定の適用については、同項中「金額の合計額」とあるのは「金額の合計額に十五分の一を乗じて得た金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該金額」とする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(港湾課空港施設室)

福島県条例第四十四号

福島県都市公園条例の一部を改正する条例

福島県都市公園条例(昭和五十四年福島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項に次の一号を加える。
- 八 あつま総合運動公園の県営あつま球場及び県営あつま総合体育館の内部に広告物を表示すること。
- 第九条第一項中「四まで」を「五まで」に改め、同条第三項中「別表第二の五」を「別表第二の六」に改める。
- 別表第二の三中「第六号」の下に「及び第八号」を加え、同表の五を同表の六とし、同表の四の次に次のように加える。
- 五 第二条第一項第八号に掲げる行為の許可を受けた場合

区 分	単 位		金 額
	一	二	
あつま総合運動公園の県営あつま球場の内部に広告物を表示すること。	一日一平方メートル	一、六〇〇円	一、六〇〇円
	一年一平方メートル	三六、〇〇〇円	
あつま総合運動公園の県営あつま	一日一平方メートル	一、六〇〇円	一、六〇〇円

総合体育館の内部に広告物を表示する(こと)。

一年一平方メートル

二一、〇〇〇円

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(都市計画課)

福島県条例第四十五号

福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例

福島県屋外広告物条例(昭和六十一年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第十四号中「第七条第一項の規定により指定された」を「別表備考に規定する」に改め、「のうち、規則で指定する地域」を削る。

第六条第三項第七号中「及び同法」を、「同法」に改め、「中核市」の下に「と(以下「景観行政団体等市町村」を加え、「又は中核市の区域」を、「中核市の区域又は景観行政団体等市町村の区域」に、「又は中核市の法」を、「中核市又は景観行政団体等市町村の法」に、「市長」を「市町村の長」に改める。

附則中第八項を第十一項とし、第七項の次に次の三項を加える。

8 平成二十一年九月三十日までに第五条の許可を受けて表示され、又は設置されている広告物若しくは掲出物件のうち規則で定めるものの同年十月一日以後に第十条第三項の規定による当該許可の更新又は第十一条第一項の規定による当該許可に係る広告物若しくは掲出物件の変更(規則で定める変更に限る。)の許可を受けようとする場合における第十二条第一項の許可の基準の適用については、なお従前の例による。

9 平成二十一年九月三十日までに表示され、又は設置されている第六条第三項第一号又は第二号の規定に該当する広告物又は掲出物件のうち、同年十月一日以後にこれらの規定の基準の変更によりこれらの規定に該当しなくなったものであつて規則で定めるものについては、第八条第三項の規定にかかわらず、第三条及び第五条の規定は、適用しない。

10 平成二十一年九月三十日までに第六条第四項又は第七条の許可を受けて表示され、又は設置されている第六条第四項第一号若しくは第四号又は第七条第二号の規定に該当する広告物又は掲出物件のうち、同年十月一日以後にこれらの規定の基準の変更によりこれらの規定に該当しなくなったものであつて規則で定めるものの同年十月一日以後に第十条第三項の規定による当該許可の更新又は第十一条第一項の規定による当該許可に係る広告物若しくは掲出物件の変更(規則で定める変更に限る。)の許可を受けようとする場合におけるこれらの規定の基準の適用については、第八条第四項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、公

布の日から施行する。

(都市計画課)

福島県条例第四十六号

福島県営住宅等条例の一部を改正する条例

福島県営住宅等条例(昭和三十五年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の表福島県営森合台の前団地の項中

収入が二十万円以上二十三方八千円以下の場合

五万七千九百円

を

収入が二十万円未満の場合	五万二千三百円
収入が二十万円以上二十三方八千円以下の場合	五万七千九百円

に、「超

え六十万円以下の」を「超える」に改め、同表福島県営岡部団地の項中

収入が二十三方以下の場合

十万円以下	三万七千六百円
十万円以上八千円	三万七千六百円

を

収入が二十万円未満の場合	三万三千三百円
収入が二十万円以上二十三方八千円以下の場合	三万七千六百円

に、「超

え六十万円以下の」を「超える」に、

収入が二十万円以上二十三方八千円以下の場合	四万四千四百円
-----------------------	---------

を

収入が二十万円未満の場合	三万九千四百円
--------------	---------

収入が二十万円以
上二十三万八千円
以下の場合

四万四千四百円

に改め、同表福島県菅荒井団地の項中

収入が二十万円以
上二十三万八千円
以下の場合

四万四千六百円

収入が二十万円未 満の場合	収入が二十万円以 上二十三万八千円 以下の場合
三万九千円	四万四千六百円

に、「超え六十万千円以下の」を「超える」に、

収入が二十万円以 上二十三万八千円 以下の場合	収入が二十万円以 上二十三万八千円 以下の場合
五万六千六百円	五万六千六百円

収入が二十万円未 満の場合	収入が二十万円以 上二十三万八千円 以下の場合
四万四千三百円	五万六千六百円

に、

収入が二十万円以 上二十三万八千円 以下の場合	収入が二十万円以 上二十三万八千円 以下の場合
五万	五万

収入が二十万円未 満の場合	収入が二十万円以 上二十三万八千円 以下の場合
四万六千六百円	五万三千二百円

に改め、同表福島県菅

三十二百円

田団地の項中

収入が二十万円以上二十三万 八千円以下の場合	収入が二十万円以 上二十三万八千円 以下の場合
六万二千二百円	六万二千二百円

を

収入が二十 八千円以下	収入が二十 八千円以下
----------------	----------------

収入が二十万円未 満の場合	収入が二十万円以 上二十三万八千円 以下の場合
五万四千六百円	六万二千二百円

に、「超え六十万千円以下の」を「超える」に

改め、同表福島県菅柴宮団地の項中

収入が二十万円以 上二十三万八千円 以下の場合	収入が二十万円以 上二十三万八千円 以下の場合
五万四千百円	五万四千百円

を

に、「超え六十万千円以下の」を「超える」に、

収入が二十万円未 満の場合	収入が二十万円以 上二十三万八千円 以下の場合
四万八千四百円	五万四千百円

収入が二十万円以 上二十三万八千円 以下の場合	収入が二十万円以 上二十三万八千円 以下の場合
六万二千二百円	六万二千二百円

を

収入が二十万円未 満の場合	収入が二十万円以 上二十三万八千円 以下の場合
五万五千八百円	六万二千二百円

に、

収入が二十万円以 上二十三万八千円 以下の場合	収入が二十万円以 上二十三万八千円 以下の場合
六万二千七百円	六万二千七百円

を

収入が二十万円未 満の場合	収入が二十万円以 上二十三万八千円 以下の場合
五	六万二

万六千円
千七百円

に改め、同表福島県営緑町団地の項中

収入が二十万円以上二十三万八千円以下の場合

五万九百円

を

収入が二十万円未満の場合	四万五千三百円
収入が二十万円以上二十三万八千円以下の場合	五万九百円

に、「超

え六十万円以下の」を「超える」に改め、同表福島県営御旗町団地の項中

収入が八千円

二十万円以上二十三万以下の場合

五万四千九百円

を

収入が二十万円未満の場合	五万
収入が二十万円以上二十三万八千円以下の場合	五万

四万九千円
四千九百円

に、「超え六十万円以下の」を「超える」に改め、同表福島県営五月

町団地の項中

収入が二十万円以上二十三万八千円以下の場合

五万四千九百円

を

収入が二十	収入が二十
八千円以下	八千円以下

万円未満の場合

四万九千四百円

万円以上二十三万

五万四千九百円

に、「超え六十万円以下の」を「超える」に

改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(建築住宅課)

福島県条例第四十七号

福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

福島県建築基準法施行条例(昭和二十六年福島県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第四十七条の二第一項の表中「五千円」を「八千円」に、「九千円」を「一万五千円」に、「一万四千元」を「一万三千元」に、「一万九千元」を「一万九千円」に、「三万四千元」を「五万千元」に、「四万八千元」を「七万千元」に、「十四万円」を「二十一万二千元」に、「二十四万円」を「三十三万三千元」に、「四十六万円」を「六十四万七千元」に改める。

第四十七条の三の表の第一号中「九千円」を「一万四千元」に、「五千円」を「七千円」に改め、同表の第二号中「八千円」を「一万二千元」に、「四千円」を「六千円」に改める。

第四十七条の四第一項の表中「二万円」を「一万四千元」に、「一万二千元」を「一万六千元」に、「一万六千元」を「三万二千元」に、「二万二千元」を「二万九千円」に、「三万六千元」を「四万九千円」に、「五万円」を「六万七千円」に、「十二万円」を「十五万七千円」に、「十九万円」を「二十四万四千円」に、「三十八万円」を「四十八万八千円」に改める。

第四十七条の五の表の第一号中「二万三千元」を「二万八千円」に改め、同表の第二号中「九千円」を「一万三千元」に改める。

第四十七条の六第一項の表中「九千円」を「一万二千元」に、「一万千円」を「一万五千円」に、「一万五千円」を「二万円」に、「二万円」を「二万八千円」に、「三万五千円」を「四万六千円」に、「四万七千円」を「六万三千元」に、「十一万円」を「十五万五千円」に、「十八万円」を「二十三万五千円」に、「三十七万円」を「四十八万二千元」に改め、同表第三項中「二万二千元」を「一万六千円」に改める。

第四十七条の七の表中「九千円」を「二万三千元」に、「二万円」を「二万六千円」に、「一万五千元」を「二万円」に、「二万円」を「二万八千円」に、「三万三千元」を「四万五千元」に、「四万五千元」を「六万円」に、「十万円」を「十三万五千円」に、「十六万円」を「二十万九千円」に、「三十三万円」を「四十二万七千円」に改める。

第四十七条の八の表の第一号中「二万二千元」を「二万七千円」に改め、同表の第二

号中「九千円」を「一万三千円」に改める。
 第四十七条の九の表中第四十八号を第四十九号とし、第四十号から第四十七号までを一号ずつ繰り下げ、同表の第三十九号中「第三十四号」を「第四十二号」に改め、同号を同表の第四十号とし、同表中第三十八号を第三十九号とし、第二号から第三十七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第四十二条第一項第五号の規定に基づく道路の位置の指定の申請書の指定の申請者	道路の位置の指定の申請手数料	五万円
--	----------------	-----

附 則

この条例は、平成二十一年七月一日から施行する。

(建築指導課)

福島県条例第四十八号

福島県建築士法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県建築士法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第四百七号)の一部を次のように改正する。

- 第一条の表二の項中「一万五千円」を「一万六千九百円」に改める。
- 第二条を削る。
- 第三条第一項中「、前条第一項の規定により指定試験機関に納付する手数料を除き」を削り、同条第二項を削り、同条を第二項とし、第四条を第三項とし、同条の次に次の一条を加える。

(指定登録機関に係る手数料)

- 第四条 第二条の規定にかかわらず、法第十条の二十第一項の規定により知事が指定する者(以下「指定登録機関」という。)が二級建築士及び木造建築士の登録に関する事務を行う場合における二級建築士免許手数料及び木造建築士免許手数料は、当該指定登録機関の登録事務規程(法第十条の二十第三項において準用する同項の規定による読替え後の法第十条の九第一項に規定する登録事務規程をいう。)で定めるところにより当該指定登録機関に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により指定登録機関に納付された手数料は、当該指定登録機関の収入とする。

第五条を第六条とし、同条の前に次の一条を加える。

(準用)

- 第五条 前条の規定は、法第十五条の六第一項の規定により知事が指定する者について準用する。この場合において、前条中「指定登録機関」とあるのは「指定試験機関」と、同条第一項中「第十条の二十第一項」とあるのは「第十五条の六第一項」と、「二級建築士及び木造建築士の登録」とあるのは「二級建築士試験及び木造建築士試験」と、「二級建築士免許手数料及び木造建築士免許手数料」とあるのは「二級建築

士試験受験手数料及び木造建築士試験受験手数料」と、「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、「第十条の二十第三項」とあるのは「第十五条の六第三項」と読み替えるものとする。

- 2 前条の規定は、法第二十六条の三第一項の規定により知事が指定する者について準用する。この場合において、前条中「指定登録機関」とあるのは「指定事務所登録機関」と、同条第一項中「第十条の二十第二項」とあるのは「第二十六条の三第一項」と、「二級建築士及び木造建築士」とあるのは「建築士事務所」と、「二級建築士免許手数料及び木造建築士免許手数料」とあるのは「一級建築士事務所登録手数料、二級建築士事務所登録手数料及び木造建築士事務所登録手数料」と、「登録事務規程」とあるのは「登録等事務規程」と、「第十条の二十第三項」とあるのは「第二十六条の三第三項」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(建築指導課)

福島県条例第四十九号

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例

- (手数料の徴収)
- 第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。)第五条第一項、第二項又は第三項の規定に基づく認定及び法第八条第一項の規定に基づく変更の認定の申請者から、この条例に定めるところにより手数料を徴収する。
- (手数料の額)
- 第二条 手数料の額は、一件につき三百万円の範囲内で規則で定める額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、法第六条第二項(法第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による審査の申出をする場合における手数料の額は、前項の規則で定める額に、福島県建築基準法施行条例(昭和二十六年福島県条例第六十号)第四十七条の二第一項に定める額を加算した額とする。

- 第三条 手数料は、福島県収入証紙で納付しなければならない。
- (手数料の不返還)
- 第四条 既に納付された手数料は、返還しない。
- (過料)
- 第五条 詐欺その他の不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円)以下の過料を科する。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

(建築指導課)

福島県条例第五十号

福島県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例

福島県教育関係職員定数条例(昭和五十四年福島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「六、二〇四人」を「六、一三三人」に、「五、六一二人」を「五、五五六人」に、「一三、三〇九人」を「一二、九三三人」に、「一二、三三九人」を「一一、九七九人」に、「一九、九二〇人」を「一九、四五三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(教育総務課)

福島県条例第五十一号

福島県自然の家条例の一部を改正する条例

福島県自然の家条例(昭和五十年福島県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条を削る。

第六条中「指定管理者」を「教育委員会」に改め、同条を第四条とする。

第七条中「指定管理者」を「教育委員会」に改め、「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(使用料)

第六条 使用者は、別表に定める額の使用料を納めなければならない。

第八条の見出しを「(使用料の免除)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を免除するものとする。

第八条第一項第一号及び第二号中「利用する」を「使用する」に改め、同項第三号中「又は指定管理者」を削り、「利用する」を「使用する」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第六条第二項に規定する認定子ども園の教育及び保育に基づく活動として自然の家を使用するとき(前号に該当する場合を除く。)

第八条第二項及び第三項を削り、同条を第七条とし、第九条の前に次の一条を加える。

第八条 使用者は、自然の家を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(権利譲渡等の禁止)

金

別表中「(第八条関係)」を「(第六条関係)」に、
額 を 使用料の額 に改

め、同表備考1を削り、同表備考2を同表備考とする。

附 則

- この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
- この条例の施行の際現に効力を有する改正前の福島県自然の家条例(以下「改正前の条例」という。)第六条の規定により指定管理者がした使用の許可は、改正後の福島県自然の家条例第四条の規定により教育委員会がした使用の許可とみなす。
- この条例の施行の際現に改正前の条例第八条第一項の規定により支払うべきであった利用料金については、なお従前の例による。

(社会教育課)

福島県条例第五十二号

福島県教育職員免許法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県教育職員免許法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項中「又は第十六条の二第一項」を「若しくは第二項、法第十六条の二第一項若しくは第二項、法第十六条の三第二項又は法第十六条の四第三項」に改め、同表二の項中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、同表三の項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改め、同表八の項を同表十の項とし、同表七の項を同表九の項とし、同表六の項中「第六条第一項」の下に「、第三項又は第四項」を加え、同項の次に次のように加える。

七 法第九条の二第一項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新	免許状有効期間更新手数料	三千三百円
八 法第九条の二第五項の規定に基づく普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長	免許状有効期間延長手数料	二千元

第一条の表に次のように加える。

十一 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)以下「改正法」という。)附則第二条第二項の規定に基づく免許状更新講習の修了の確認	免許状更新講習課程修了確認手数料	三千三百円
十二 改正法附則第二条第三項第三号に規定する免許状更新講習の課程を修了した後文部科学省令で定める二年以上の期間内にあることについて	免許状更新講習課程修了後期間内確認手数料	三千三百円

の確認		
十三 改正法附則第二条第四項の規定に基づく修了確認期限の延期	修了確認期限延 期手数料	二 千 円
十四 改正法附則第二条第五項かつこ書の規定による免許状更新講習の免除の認定	免許状更新講習 免除認定手数料	三 千 三 百 円

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(学校経営支援課)

福島県条例第五十三号

福島県警察職員定数条例の一部を改正する条例

福島県警察職員定数条例(昭和二十九年福島県条例第四十九号)の二部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「二四一人」を「二四二人」に、「一、八七二人」を「一、八八三人」に、「九八〇人」を「九八七人」に、「三、七三三人」を「三、七四二人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(警 務 課)

福島県条例第五十四号

福島県自動車運転代行業認定申請等手数料条例の一部を改正する条例

福島県自動車運転代行業認定申請等手数料条例(平成十四年福島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一万六千円」を「一万三千円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(交通企画課)

福島県条例第五十五号

福島県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県道路交通法関係手数料条例(平成十二年福島県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の二条を加える。

(認知機能検査手数料)

第七条の二 法第九十七条の二第二項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定による認

知機能検査を受けようとする者から、認知機能検査手数料を徴収する。

2 前項の認知機能検査手数料の額は、六百五十円とする。

(認知機能検査員講習手数料)

第七条の三 公安委員会が行う認知機能検査員講習を受けようとする者から、認知機能検査員講習手数料を徴収する。

2 前項の認知機能検査員講習手数料の額は、一時間につき七百円とする。

第十四条第一項の表法第八八条の二第二項第十二号に掲げる講習の項中「講習一時間につき二千五百円」を「五千八百円(当該講習が、更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者又は法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の特定失効者に対するものである場合にあつては、五千三百五十円)」に、「講習一時間につき千五百円」を「二千三百五十円」に改める。

第二十条の表特定任意高齢者講習の項中「六千五百円」を「五千八百円(当該講習が、更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者に対するものである場合にあつては、五千三百五十円)」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年六月一日から施行する。ただし、第七条の次に二条を加える改正規定(第七条の三に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(運転免許課)